平成 17 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体向け)

による事業の募集について(公募要領)

平成17年2月 環境省地球環境局地球温暖化対策課 環境保全対策課フロン等対策推進室

環境省では、平成17年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)により、以下の補助事業を行うこととしています。

- (1)再生可能燃料利用促進補助事業(バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業、ボイラー等用バイオエタノール利用促進事業)
- (2)生ごみ利用燃料電池等普及促進補助事業
- (3)地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業
- (4)地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業
- (5)業務部門二酸化炭素削減モデル事業
- (6)省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業

これらの事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。公募要領は、各事業ごとの紹介と、共通的な留意事項等から構成されていますので、公募要領目次を参照して、応募される事業に関係する部分(目次に示す)と共通的な留意事項等の部分(目次に示す)をご覧ください。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱」(以下、交付要綱という。)及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)実施要領」(以下、実施要領という。)に従って手続き等を行っていただくことになります。交付要綱及び実施要領は、近日中に環境省ホームページに掲載いたします。

公募要領目次

- . 再生可能燃料利用促進補助事業(バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業、ボイラー等用バイオエタノール利用促進事業)について
- 1. 補助対象事業の概要及び目的
- 2. 補助対象となる事業について
- 3. 補助対象事業の選定について
- 4. 応募の方法について
- . 生ごみ利用燃料電池等普及促進補助事業について
- 1. 補助対象事業の概要及び目的
- 2. 補助対象となる事業について
- 3. 補助対象事業の選定について
- 4. 応募の方法について
- ,地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業について
- 1. 補助対象事業の概要及び目的
- 2. 補助対象となる事業について
- 3. 補助対象事業の選定について
- 4. 応募の方法について
- , 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュペーター(起業支援)事業について
- 1. 事業の目的及び概要
- 2. 公募する事業の対象
- 3. 補助対象事業及び補助事業の年数
- 4.採択の要件
- 5. 公募から採択までの流れ
- 6. 応募に当たっての留意事項
- 7. 応募の方法について
- 8. その他
- . 業務部門二酸化炭素削減モデル事業について
- 1. 補助対象事業の概要及び目的
- 2. 公募する事業の対象
- 3. 補助事業者
- 4. 採択の要件
- 5. 補助対象事業の選定
- 6. 応募に当たっての留意事項
- 7. 応募の方法について

- . 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業について
- 1. 事業の背景、概要及び目的
- 2.補助対象となる事業等について
- 3.補助対象事業の選定について
- 4.応募の方法について
- 5.採択基準について
- . 共通的な留意事項について
- 1. 基本的な事項について
- 2. 補助金の交付について
- 3.補助金の経理等について

(参考資料)補助事業における利益等排除について

. 再生可能燃料利用促進補助事業(バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業、ボイラー等用バイオエタノール利用促進事業)について

[平成17年度政府予算案における予算額:20百万円]

1. 補助対象事業の概要及び目的

京都議定書上二酸化炭素排出量としてカウントされないバイオ素材(サトウキビ、廃木材等)から製造したエタノールを、自動車のガソリン等の化石燃料に混合し、使用する技術を普及させ、もって運輸部門及び業務部門を中心とした二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とします。

このため、本事業では、バイオ素材から製造したエタノールを低濃度混合したガソリン等(ガソリンへの混合率は体積比3%以内)を、自動車用等の燃料として利用するための施設整備等を行う事業者に対して、一定の補助を行います。

2.補助対象となる事業について

(1)事業の内容

バイオ素材(再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。)から製造したエタノール(以下、「バイオエタノール」といいます。)を自動車のガソリン、ボイラー等の燃料として使用される重油、灯油等に混合し、燃料として適切に利用できるようにするための施設整備を行う事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、バイオエタノールの利用促進を図るものです。

(2)対象事業者(補助事業者)

民間企業

公益法人

その他環境省が適当と認める者(国及び地方公共団体は対象としません)

(3)補助対象経費

対象経費

事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整 費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

交付額

対象経費の1/3を限度とします。

(4)補助の条件

本事業では、補助の条件を設けることとしていますが、以下にその概要を示します。 なお、詳細は実施要領に定めることとしていますので、今後定める実施要領を参照し てください。

バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業

ア 施設及び設置場所の要件

混合施設、貯蔵施設等の供給施設は、将来、10%バイオエタノール混合燃料の供給施設として利用することのできるものであること。また、バイオエタノール混合燃料の調整及び供給を効率的に行うことができ、かつ、十分な需要が見込まれる場所に設置されること。

イ 維持管理

施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。 バイオエタノールの混合率の調整が適切に行われ、特に、ガソリンへの混合 率は体積比3%以下とし、これを超えるおそれがないように維持管理が行われ ること。また、利用するバイオエタノールの製造履歴等から、バイオ素材から 製造したエタノールであることを確認すること。

ウ 二酸化炭素の削減量の把握等

バイオエタノール混合燃料の調整量、供給量等のデータの記録、二酸化炭素の削減量の把握を行うこと。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

エその他

バイオエタノールの製造・流通段階における混合施設も補助の対象となる。

ボイラー等用バイオエタノール利用促進事業

ア 設備の要件

バイオエタノールの貯蔵設備の規模は、ボイラーの能力及びバイオエタノールの使用量に応じた適切な量を供給できるものであること。また、バイオエタノールの混焼のためのバーナーは適切な混合率の調整ができるものであること。

イ 維持管理

施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。 また、利用するバイオエタノールの製造履歴等から、バイオ素材から製造し たエタノールであることを確認すること。

ウ 二酸化炭素の削減量の把握等

バイオエタノール混合燃料の調整量、供給量等のデータの記録、二酸化炭素の削減量の把握を行うこと。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

3.補助対象事業の選定について

(1)一般公募を行い、選定します。

(2)応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い17年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。

4.応募の方法について

(1)応募方法

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に環境省へ提出していただきます。書類は、封書に入れ、宛名面に「バイオエタノール事業応募書類」と赤字で明記してください。

(2)公募期間

平成17年2月25日(金)~平成17年4月20日(水)必着

なお、応募状況等に応じ、予算の配分が可能な場合には、追加公募を行います。追加公募は、4月~6月、7月~9月、9月~12月といった形で順次行いたいと考えていますが、今回の公募期間では事業実施について検討段階という事業者の方も、事業実施計画書((3)参照)の実施時期の欄に「事業実施を検討中」と記載して、その他の提出書類の記載事項を記載の上、応募することができます。

- (3)応募に必要な書類及び提出部数
 - [1] 事業実施計画書【別添1】
 - [2] 経費内訳【別添2】 経費内訳は17年度分についてのみ作成
 - [1] 及び [2] の書類を二部ずつ提出してください。
- 【別添1】再生可能燃料利用促進事業実施計画書 Word(.doc)形式
- 【別添2】再生可能燃料利用促進事業に要する経費内訳(17年度) Word(.doc)形式

(4)提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 環境省 地球環境局地球温暖化対策課 TEL 03-3581-3351(内線 6780)担当 中村、菅野

(5)提出方法

原則として、郵送してください。受領した旨をFAXで連絡いたします。提出後、 1週間程度しても受領確認のFAX連絡がない場合は、電話にてお問い合わせください。

. 生ごみ利用燃料電池等普及促進補助事業について

「平成17年度政府予算案における予算額:10百万円1

1. 補助対象事業の概要及び目的

京都議定書上二酸化炭素排出量としてカウントされないバイオマス由来のエネルギーである、生ごみ等のバイオマスから発生するメタンを利用し、燃料電池やガスエンジン等により熱電併給を行うための技術を普及させ、もって家庭部門・業務部門を中心とした二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とします。

このため、本事業では、生ごみその他の有機性の廃棄物といったバイオマスから発生するメタンを利用し、燃料電池等のオンサイト型の施設により熱電併給を行うための施設整備を行う事業者に対して、一定の補助を行います。

2.補助対象となる事業について

(1)事業の内容

オンサイト型のメタン発酵装置、燃料電池やガスエンジン等の熱電併給装置その他の付属設備等を整備する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、バイオマス由来のエネルギーを活用した燃料電池やガスエンジン等の熱電併給施設の普及促進を図るものです。

(2)対象事業者(補助事業者)

民間企業

公益法人

その他環境省が適当と認める者(国及び地方公共団体は対象としません)

注:個人、マンション所有者等の建築物の所有者も含まれます。

(3)補助対象経費

対象経費

事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

交付額

対象経費の1/3を限度とします。

(4)補助の条件

本事業では、補助の条件を設けることとしていますが、以下にその概要を示します。 なお、詳細は実施要領に定めることとしていますので、今後定める実施要領を参照し てください。

施設及び設置場所の要件

施設は、生ごみその他の有機性廃棄物等のバイオマスの供給量、設置場所におけるエネルギーの需要量を勘案し適切な規模(都市ガス等との連携により施設の

安定的な稼働を行うことは差し支えない)とすること。また、施設により供給されたエネルギーの十分な需要が見込まれる場所に設置されること。

維持管理

施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。 二酸化炭素の削減量の把握等

発電量等のデータの記録、二酸化炭素の削減量の把握を行うこと。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

3.補助対象事業の選定について

- (1)一般公募を行い、選定します。
- (2)応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い17年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。

4. 応募の方法について

(1)応募方法

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に環境省へ提出していただきます。書類は、封書に入れ、宛名面に「生ごみ等燃料電池事業応募書類」と赤字で明記してください。

(2)公募期間

平成17年2月25日(金)~平成17年4月20日(水)必着

なお、応募状況等に応じ、予算の配分が可能な場合には、追加公募を行います。追加公募は、4月~6月、7月~9月、9月~12月といった形で順次行いたいと考えていますが、今回の公募期間では事業実施について検討段階という事業者の方も、事業実施計画書((3)参照)の実施時期の欄に「事業実施を検討中」と記載して、その他の提出書類の記載事項を記載の上、応募することができます。

- (3)応募に必要な書類及び提出部数
 - [1] 事業実施計画書【別添1】
 - [2] 経費内訳【別添2】 経費内訳は17年度分についてのみ作成
 - [1] 及び [2] の書類を二部ずつ提出してください。

【別添1】生ごみ利用燃料電池等普及促進事業実施計画書 Word(.doc)形式

【別添2】生ごみ利用燃料電池等普及促進事業に要する経費内訳(17年度) Word(.doc)形式

(4)提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 環境省 地球環境局地球温暖化対策課 TEL 03-3581-3351 (内線 6780)担当 中村、菅野

(5)提出方法

原則として、郵送してください。受領した旨をFAXで連絡いたします。提出後、1週間程度しても受領確認のFAX連絡がない場合は、電話にてお問い合わせください。

. 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業について

「平成17年度政府予算案における予算額:150百万円1

1. 補助対象事業の概要及び目的

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等が日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等に取り組む組織である地球温暖化対策地域協議会による事業として、一定の温暖化対策製品を地域で集団的に導入する事業を行う場合に、対策製品の導入者に対して、一定の補助を行うものです。これによって、温暖化対策に取り組む地域協議会の活動を活性化・支援し、かつ、対策製品の普及を効率的に進めることを目的としています。

2.補助対象となる事業について

(1)事業の内容

地域協議会の事業として行う次の対策設備等の導入事業に対して必要な経費の一部を補助します。

電圧調整装置

一定の性能要件に合致する電圧調整装置(100V(又は200V)を超えた電圧で家庭等に供給されている電気を96~100V(又は184~200V)に調整することにより消費電力を削減する設備)を地域にまとめて導入する地域協議会の事業。

民生用小型風力発電システム

家庭、事務所、街灯などに電源用に導入される数百Wから数kWの発電容量の小型風力発電システムを地域にまとめて導入する場合に設置費用の一部を補助します。

家庭用小型燃料電池

家庭用の小型燃料電池を地域にまとめて導入する場合に設置費用の一部を補助します。

複層ガラス等省エネ資材

住宅や住宅以外の建築物に、平成11年省エネ基準に適合する断熱材(フロンを用いないものに限る。)、ガラス、サッシ、ドア等の省エネ資材や、一般的な製品より省エネ性能が特に優れた省エネ設備(住宅については、給湯設備に限ります。住宅以外の建築物など業務用については、空調設備、照明設備、冷凍・冷蔵設備、給湯・厨房設備、受電設備。)を地域にまとめて導入する場合に設置費用の一部を補助します。

(2)対象事業者(補助事業者)

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条に規定する地球温暖化対策地域協議会の構成団体のうち当該補助事業の経理事務を行う公益法人、民間団体等で法人格を

有する団体(地方公共団体は除く。)に対して補助金を交付します。補助金の交付を 受けた当該団体は、地域協議会事業として(1) から の対象設備等を導入する方に 対し、補助金を交付します。

この補助金交付の方法により難い場合には、地域協議会で対象設備の導入者をとりまとめて一括して申請し、補助金の交付を受けて各導入者に交付することも可能です。

(3)補助対象経費

対象経費

事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費((1) の事業については同種の一般製品にかかる経費との差額)

交付額

対象経費の1/3を限度とします。

(4)補助の条件

本事業では、導入する対策設備等ごとに補助の条件を設けることとしていますが、以下にその概要を示します。なお、以下の条件のほかに、「対策設備等を10件以上まとめて導入する事業を対象とする。」といった事業の最低規模要件も追加する予定としています。詳細は実施要領に定めることとしていますので、今後定める実施要領を参照してください。

電圧調整装置

ア 対象事業

温暖化対策診断等の結果により重点的な省エネが必要とされる者(一般家庭等)を対象に、電圧調整装置を計画的に導入するものであること。なお、この機器は以下の要件を満たしているものであることを確認すること。

-)電気的ノイズ対策として、ノイズ対策基準VCCIクラスB(情報処理装置等電波障害自主規制協議会の自主規制基準)に適合していること。
-)機器の総合効率が定格で概ね99%以上であること。
-) 設置者の受電電力に対応したものであること。
-)供給電圧が100V(又は200V)より低下した場合においても、機器により制御された電圧が供給電圧又は96V(又は184V)のいずれか小さい方よりも低くならないこと。
-) 電気供給約款に反した使用を目的としたものでないこと。
- (例えば、電力会社から三相200Vで供給された電圧の一相を電灯回路への供給を目的に調整する等)
-) 騒音を発生しないこと。
-) 電圧の変動に対する制御の時間遅れが少ないこと。
- (20ms以下程度)

-) 電気用品安全法技術基準に規定する「その他の家庭機器用変圧器」
- (2次電圧変動特性、2次短絡電流特性、機械的強度を除く。)と同等 以上の安全性を有するものであること。

イ 機器を設置する地域の要件

機器を設置する地域は、供給される電気の電圧が比較的高い地域であること。

ウ 維持管理

設置した機器は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられる ものであること。

エ 温室効果ガス削減量の把握等

当該機器の設置による温室効果ガスの削減量等を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

民生用小型風力発電システム

ア 対象事業

以下の要件を満たす民生用小型風力発電システムを、地域において導入するものであること。

-) 市街地等の風況でも安定した発電ができること。
-) 強風時における安全対策が施されていること。
-) 騒音が発生しないこと。
-)プロペラなどの回転部に容易に人が接触することがないよう、人の手の届かない高さに設置したり、周囲に柵を設けるなどの措置がとられていること。

イ 設置する地域の要件

民生用小型風力発電システムを設置する地域は、住民等の目に多く触れるなど、温暖化対策技術の普及啓発としての効果も期待できる場所であること。

ウ 維持管理

設置した民生用小型風力発電システムは、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

エ 温室効果ガス削減量の把握等

民生用小型風力発電システムの設置による温室効果ガスの削減量等を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

オその他

設置に当たっては、建築基準法等の関連法規や地方公共団体が制定する条例 を遵守すること。

家庭用小型燃料電池導入事業

ア 設置する場所の要件

家庭用小型燃料電池を設置する場所は、燃料電池により発生する熱を効率的に利用できる場所であること。

イ 維持管理

設置した家庭用小型燃料電池は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

ウ 温室効果ガス削減量の把握等

家庭用小型燃料電池の設置による温室効果ガスの削減量等を把握すること。 また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

複層ガラス等省エネ資材導入事業

ア 対象事業

以下に掲げる省エネ資材(一般的な家電製品は除く)を導入する事業。 (ア)住宅に導入する場合

1) 断熱材、ガラス、サッシ、ドア等

断熱材にあっては、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」(平成 11 年建設省告示第 998 号)の 3 の (1) の口「断熱材の熱抵抗の基準」に適合するものとし、ガラス、サッシ等にあっては、同指針の 4 の (2) 「建具等の基準」に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもの。

なお、断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものに限る。

2) 省エネ設備等

給湯設備等であって同種の一般に販売されている製品と比較して省 エネ性能が特に優れているもの。

(イ)住宅以外の建築物に導入する場合

1) 断熱材、ガラス、サッシ、ドア等

建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準(平成 11 年通商産業省・建設省告示第 1号)の1 - 3の条件を満たすために必要となるもの(延べ面積が五千平方メートル以下の建築物については、1 - 4の条件を満たすために必要となるものとすることができる。)又はアの1)を満たすもの。

なお、断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものに限る。

2) 省エネ設備等

空調設備、照明設備、冷凍・冷蔵設備、給湯・厨房設備、受電設備であって、同種の一般に販売されている製品と比較して省エネ性能が特に優れているもの

イ 維持管理

導入した省エネ資材は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

ウ 温室効果ガス削減量の把握等

省エネ資材の導入による温室効果ガスの削減量等を把握すること。 また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。 と。

3.補助対象事業の選定について

- (1)一般公募を行い、選定します。
- (2)応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い17年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。

4.応募の方法について

(1)応募方法

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に管轄する地方環境対策調査 官事務所へ提出していただきます。書類は、封書に入れ、宛名面に「地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業応募書類」と赤字で明記してください。

(2)公募期間

平成17年2月25日(金)~平成17年4月20日(水)必着

なお、応募状況等に応じ、予算の配分が可能な場合には、追加公募を行います。追加公募は、4月~6月、7月~9月、9月~12月といった形で順次行いたいと考えていますが、今回の公募期間では事業実施について検討段階という事業者の方も、事業実施計画書((3)参照)の実施時期の欄に「事業実施を検討中」と記載して、その他の提出書類の記載事項を記載の上、応募することができます。

- (3)応募に必要な書類及び提出部数
 - [1] 事業実施計画書【別添1】
 - [2] 経費内訳【別添2】 経費内訳は17年度分についてのみ作成
 - [1] 及び [2] の書類を二部ずつ提出してください。

【別添1】地域協議会代エネ·省エネ対策推進事業実施計画書 Word(.doc)形式

【別添2】地域協議会代エネ·省エネ対策推進事業に要する経費内訳(17年度) Word(.doc)形式

(4)提出先

次表の区分により、管轄する地方環境対策調査官事務所へ応募書類を提出して下さい。

管轄区域	提出先	電話番号等
北海道	北海道地区環境対策調査官事務所 第三環境	TEL:011-223-0315
	調査班	FAX:011-219-7072
	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西1	
	0 丁目 1 番地 ユーネットビル 9 F	
青森県・岩手県・	東北地区環境対策調査官事務所 第三環境調	TEL:022-722-0027
宮城県・秋田県・	查班	FAX:022-724-4311
山形県・福島県	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23	
	仙台第2合同庁舎6F	
茨城県・栃木県・	関東地区環境対策調査官事務所 第三環境調	TEL:048-600-0516
群馬県・埼玉県・	查班	FAX:048-600-0517
千葉県・東京都・	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心	
神奈川県・山梨県	11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル	
・長野県	1 8 階	
新潟県・富山県・	北越地区環境対策調査官事務所 第三環境調	TEL:025-288-0735
石川県	查班	FAX:025-285-6930
	〒950-0965 新潟市新光町7番地2 新潟県	
	商工会館 5 F	
福井県・岐阜県・	中部地区環境対策調査官事務所 第三環境調	TEL:052-955-2130
静岡県・愛知県・	查班	FAX:052-951-8889
三重県	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-1	
	0 住友商事名古屋丸の内ビル4F	
滋賀県・京都府・	近畿地区環境対策調査官事務所 第三環境調	TEL:06-4792-6530
大阪府・兵庫県・	查班	FAX:06-4790-2800
奈良県・和歌山県	〒540-0008 大阪市中央区大手前 2 - 1 - 2	
	国民会館・住友ビル1 F	
鳥取県・島根県・	中国地区環境対策調査官事務所 第三環境調	TEL:082-511-0006
岡山県・広島県・	查班	FAX:082-211-0455
山口県	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-11	
	日本生命広島第2ビル2F	
徳島県・香川県・	四国地区環境対策調査官事務所 第三環境調	TEL:087-811-7240
愛媛県・高知県	查班	FAX:087-822-6203
	〒760-0023 高松市寿町 2 - 1 - 1 高松第	
	一生命ビル新館6F	
福岡県・佐賀県・	九州地区環境対策調査官事務所 第三環境調	TEL:092-437-8851

長崎県・熊本県・

查班

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-

大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県

23 住友博多駅前第2ビル7F

FAX:092-481-6465

(5)提出方法

原則として、郵送してください。受領した旨をFAXで連絡いたします。提出後、 1週間程度しても受領確認のFAX連絡がない場合は、電話にてお問い合わせくださ い。

. 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業について 「平成17年度政府予算案における予算額:100百万円1

1.事業の目的及び概要

地球温暖化対策技術の効果的・効率的かつ大規模な普及のためには、これらの技術 導入に対する導入段階での補助だけでは限界があり、代エネ・省エネ等の温暖化対策 技術を利用し、これらの技術の普及自体をその事業内容とする新たな地球温暖化対策 ビジネスを育成する必要があります。

このため、本事業によって、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する新たな製品や技術の普及を行う、これまでにない新しいビジネスの立ち上げを支援し、市場の上流段階、供給サイドからの地球温暖化対策技術の普及を促進していくこととしています。

本事業では、地球温暖化対策ビジネスモデルとして、事業化成立の可能性が高く、 先見性・先進性の高い事業について、

地域におけるパイロット事業の事業費 【都市再生環境モデル事業】 核となる技術に係る施設整備の経費 【設備整備モデル事業】 に対する補助事業を行い、地球温暖化対策ビジネスモデルの起業支援を行います。

2. 公募する事業の対象

本事業では上記 、 の2つのカテゴリーを事業の対象としていますが、平成17年度は「 都市再生環境モデル事業」として家庭用省エネルギーサービス事業について公募を行います。なお、これに該当しないビジネスモデルであっても、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制(注参照)するビジネスモデルについて、特に有意義、有望な提案があれば、今後支援を検討したいのでご提案下さい。

< 17年度公募事業 >

「家庭用省エネルギーサービス事業」(補助率:1/2)

家庭における電力量・電気料金等エネルギー消費に関する情報を提供・表示 し間接的な方法で省エネをしようとする、又は家電機器の電源制御、エアコンの 自動制御等の直接的な方法で省エネを行う家庭向け省エネサービス事業。

(注)省エネルギー対策又は石油代替エネルギーの導入に係るものが対象となります。例えば、セメントやアンモニアの製造時に発生する二酸化炭素の排出抑制に関する事業、二酸化炭素以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、HFC等)に関する事業(いずれもエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制ではありません)、森林などの吸収源に関する事業(省エネルギー対策及び石油代替エネルギーの導入ではありません)は、本事業の対象となりません。

3. 補助事業者及び補助事業の年数

(1)補助事業者

補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、次に掲げる者とします。

民間企業

公益法人

その他環境省が適当と認める者(国及び地方公共団体は対象としません)

(2)補助事業の年数

原則として初年度のみとします。

4.採択の要件

事業の採択要件は以下のとおりとします。

エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術・製品・サービス(省エネルギー対策・石油代替エネルギーの導入に係るものに限ります)の普及を行う新しいビジネスモデルであって、以下の要件を満たすもの。

地球温暖化対策を推進する上で将来性があること(事業として全国的に将来伸びていく、発展性があるといった観点)

地球温暖化対策技術等を普及するビジネスモデルとして先見性が高いこと(用いる技術、製品・サービスの形態などの事業のポイントや対策効果の広がりなどで他の模範となるといった観点)

地球温暖化対策技術等を普及するビジネスモデルとして先進性が高いこと(これまでに例がまれな新たな取組であるといった観点)

ビジネスを行う民間企業等が確定していること。

ビジネスの事業収支が黒字となること。

5. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れと、平成17年度の採択に関するスケジュールは、概ね以下のとおりです。

本要領による公募(平成17年2月~4月)

環境省による事前評価(平成17年2~4月)

評価委員会による検討(平成17年5月)

採択事業の決定(平成17年5月)

「 環境省による事前評価」について

提案事業について、あらかじめ環境省で採択要件への合致を評価します。提案事業のうち、応募者の資格要件等を満たしていない、明らかに本事業の対象とならないものは、採択に係る以降の検討を行わないものとします。

なお、提案事業について、環境省において事業内容の説明をお願いすることがあります。

「 評価委員会による検討」について

評価委員会では、将来性、先見性等の点で、提案事業について評価検討を行います。また、提案事業についての改善点などの意見もいただきます。

なお、評価委員会で必要とされた場合には、ヒアリングを行うことがあります。

「 採択事業の決定」について

事業の採否及び補助金額の決定は、評価委員会による検討結果や意見を踏まえ、 環境省で行います。採択に当たっては、提案事業の内容、事業費や実施計画等の変 更をお願いして採択する場合があります。

6. 応募に当たっての留意事項

(1)補助対象経費として計上できる経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

<経費の区分>

事業を行うために必要な本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、 現場管理費、一般管理費)、付帯工事費(土地造成費、搬入道路等工事費、門・ 囲障等工事費)、機械器具費、調査費、初期調整費、事務費

7.応募の方法について

(1)応募書類の書式(応募様式)について

応募に当たり提出が必要となる書類は、「平成17年度地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業応募様式」とします。必ず、添付資料の応募書類様式に従って作成して下さい。

<u>応募書類の作成に当たっては、必ず、様式の電子ファイルをダウンロードして</u>作成するようお願いします。

(2)応募書類の提出方法について

提出方法

ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の送信先アドレスあてに送信して下さい。

電子メールの送信先アドレス: chikyu-ondanka@env.go.jp

あて先は、「環境省地球温暖化対策課 インキュベーター事業担当」として下さい。

メール件名(題名)と添付ファイル名は次のとおりとして下さい。

- ・メール件名:「インキュベーター事業提案応募」
- ・添付ファイル名:「申請者名(会社名、団体名)」としてください。 (例) 工業、 建設 等

添付ファイルの作成・保存に関する注意

応募書類1式を一つの電子ファイルとして送信して下さい。応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱いに(様式の一部欠損等)関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、 ワード2000以下のバージョン形式として下さい。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないで下さい。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないで下さい。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、Windows以外のパソコンで書類を作成した場合、必ずWindowsマシンでファイルを展開できることを確認の上、提出して下さい。ダウンロードしたWordの様式を一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方のWindowsマシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので御注意下さい。

受領の確認

当方で受領を確認した場合、受領したメールをそのまま返信します。 当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されて いない可能性があります。電話にてお問い合せ下さい(電話番号は末尾 参照)。

イ 電子メールが使用できない環境の場合(できる限り電子メールを御使用下さい)

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを 保存したフロッピーディスクと、打ち出したものを1部同封の上、送付して 下さい。

送付先の住所: 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 あて先は「環境省地球環境局地球温暖化対策課 インキュベーター事業担当」として下さい。

電話番号:TEL03-3581-3351(内線6780)

封筒等の表に、必ず、赤字で「インキュベーター事業応募書類在中」と記して下さい。

電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。

受領の確認

提案書類に記されたFax番号あて、受領した旨をFaxします。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のFax等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合せ下さい(電話番号は末尾参照)。

提出いただいたファイル等について 提出いただいたファイル等は、返還しません。

応募書類の受付期間について

平成17年2月25日(金)~平成17年4月20日(水)必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。追加公募は、4月~6月、7月~9月、9月~12月といった形で順次行いたいと考えていますが、今回の公募期間では事業実施について検討段階という事業者の方も、応募様式(7.(1)参照)の事業名の欄に「事業実施を検討中」と記載して、その他の提出書類の記載事項を記載の上、応募することができます。

8. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。ただし、 提案事業の提出メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名(題名)は 「インキュベーター事業公募問い合せ」としていただきますようお願いします。

環境省地球温暖化対策課インキュベーター事業担当(<u>chikyu-ondanka@env.go.jp</u>)

<担 当> 〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2 環境省地球環境局地球温暖化対策課 TEL 03-3581-3351(6780)

FAX 03-3580-1382 chikyu-ondanka@env.go.jp

. 業務部門二酸化炭素削減モデル事業について

「平成17年度政府予算案における予算額:200百万円1

1. 補助対象事業の概要及び目的

省エネ法の対象とならない中小規模の業務用施設等を対象に、二酸化炭素排出量の 削減を図る効率的な対策技術を導入するモデル事業を行い、他の業務用施設等への波 及を促すことを目的とします。

具体的には、対策普及の水平展開が図れるよう、フランチャイズチェーンなどの組織を活用した事業や複数の事業者が連携して行う事業を対象とし、事業者から対策について提案を募集し、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、より優れた提案を選定して、当該提案に基づき実施する省エネ設備導入等の事業費の一部を補助します。

2. 公募する事業の対象

平成17年度は、コンビニエンスストア及び地下街又は商店街における二酸化炭素 削減対策のモデル事業を募集します。

(1) コンビニエンスストア

コンビニエンスストアにおいて、フランチャイズチェーンの組織・業態も活かして水平展開することができる対策モデルを提示する事業で、二酸化炭素削減効果、 経済性及び波及効果の点からモデル性が高く有望な事業

(2)地下街・商店街

地下街や商店街において、複数の店舗が連携又は協力、協同して対策技術を導入する等の対策モデルを提示する事業で、二酸化炭素削減効果、経済性及び波及効果の点からモデル性が高く有望な事業

3. 補助事業者

補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、次に掲げる者とします。

民間企業

公益法人

その他環境省が適当と認める者(国及び地方公共団体は対象としません)

4.採択の要件

モデル事業の採択要件は以下のとおりとします。

エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する代エネ・省エネに係る設備を整備する 事業であって、以下の要件を満たすもの。

(1)対策技術を複数の店舗や商店街等の共有部分に導入するものであること。

- (2)二酸化炭素の削減効果の高い事業であること。(既存店舗への導入の場合は導入前と比較して、また、新規店舗への導入の場合は一般的な技術と比較して、エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率が概ね10%以上であること。)
- (3)経済性・効率性(費用対効果や費用対便益など)が高く、他の中小小売店等業務施設のモデルとなりうるものであること。
- (4)同業種の他の店舗への水平展開が可能である、他の地下街・商店街への適用が可能であるといった波及効果のある対策技術を導入するものであること。

5.補助対象事業の選定

- (1)一般公募を行い、選定します。
- (2)応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い17年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。

6.応募に当たっての留意事項

(1) コンビニエンスストア

単一又は複数の対策モデルを、オーナー店舗を含めていくつかの店舗(1つの提案事業者につき50店舗を上限とします。)で実際に導入する計画を想定しています。

予算の範囲内で優れた提案のものから採択します。複数のフランチャイズ事業者が共同で行う事業、機器メーカーやエネルギーサービス企業とフランチャイズ事業者が共同で行う事業も応募することができます。

(2)商店街・地下街

商店街又は地下街を構成する複数の店舗・事業者・オーナーが、協同して商店街・地下街全体で省エネ・代エネに取り組む計画を想定しています。集団的に導入することでメリットのある対策技術や、共有部分に導入するといった取組や、商店街・地下街全体でESCOなどによりエネルギー管理の仕組みを導入するといった取組など様々な方法が考えられます。

商店街・地下街全体で行うものから商店街・地下街でモデル的に行うものを含め、 多様な提案ができます。

(3)補助対象経費として計上できる経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことが証明できるものに限ります。

事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期 調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

(4)交付額

対象経費の1/3を上限とし、対策設備導入による光熱費削減による投資回収を一部控除した額として環境省が定める額とします。

(5)維持管理

導入した設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

(6)二酸化炭素の削減量の把握等

事業の実施による二酸化炭素の削減量の把握を行うこと。 また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

5.応募の方法について

(1)応募方法

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に環境省へ提出していただきます。書類は、封書に入れ、宛名面に「業務部門二酸化炭素削減モデル事業応募書類」と赤字で明記してください。

(2)公募期間

平成17年2月25日(金)~平成17年4月20日(水)必着

応募状況等に応じ、予算の配分が可能な場合には、追加公募を行います。なお、 地下街・商店街に係る事業に応募される事業者の方で、今回の公募期間では事業実 施について検討段階の方も、事業実施計画書((3)参照)の実施時期の欄に「事業 実施を検討中」と記載して、その他の提出書類の記載事項を記載の上、応募するこ とができます。

(3)応募に必要な書類及び提出部数

- [1] 事業実施計画書【別添1】
- [2] 経費内訳【別添2】 経費内訳は17年度分についてのみ作成
- [1] 及び [2] の書類を二部ずつ提出してください。

【別添1】業務部門二酸化炭素削減モデル事業実施計画書 Word(.doc)形式

【別添2】業務部門二酸化炭素削減モデル事業に要する経費内訳(17年度) Word(.doc)形式

(4)提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 環境省 地球環境局地球温暖化対策課 TEL 03-3581-3351 (内線 6780)担当 中村、菅野

(5)提出方法

原則として、郵送してください。受領した旨をFAXで連絡いたします。提出後、1週間程度しても受領確認のFAX連絡がない場合は、電話にてお問い合わせください。

. 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業について [平成17年度政府予算案における予算額:200百万円]

1.事業の背景、概要及び目的

冷凍倉庫、食品産業や各種化学プラントの冷却に用いられる冷凍装置は、常時 エネルギーを大量に消費する設備ですが、近年、エネルギー起源二酸化炭素の削減のみならず、フロン排出による温室効果の削減にも有効な低温~超低温用の省 エネ型自然冷媒冷凍装置が開発されたところです。しかしながら、従来のフロン を冷媒として使用した冷凍装置より導入費用が高額になることから、あまり普及 していない状況にあります。

このため、自然冷媒冷凍装置の導入費用とフロン冷媒冷凍装置の導入費用の差額に対して補助を行うことにより、省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置を普及させ、エネルギー起源二酸化炭素の削減を図るとともに併せてフロンの温室効果の削減をも狙った事業です。

2.補助対象となる事業等について

(1) 対象となる事業について

対象となる「省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の導入事業」は、以下の要件をすべて満たすものとします。

補助により新たに設置する装置は、冷媒としてフロン類(CFC、HCFC、HCFC、HFC)を使用せず、アンモニア、二酸化炭素又は空気等の自然冷媒を使用したものであって、フロン類を使用したものより省エネルギー性能に優れた低温ないし超低温用の冷凍装置であること。

導入した冷凍装置は、事業主体の責任の下で適切に維持管理され、京都議定書第1約束期間(2008年~2012年)における温室効果ガスの排出量削減に資するものであること。

新たに設置する冷凍装置の導入に伴い、既存の冷凍装置で冷媒としてフロン類を含むものを撤去する場合は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に、フロン類を適切に引き渡す(回収させる)こと。

本事業の成果としての温室効果ガスの削減量を把握するとともに、省エネ型自然冷媒冷凍装置導入による効果を広報し、同装置の普及を図ること。

また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供すること。

また、本事業は、冷凍装置の規模・能力として、導入する冷凍装置の冷凍能力の合計、又は消費電力の合計が、一事業所当たり概ね60kW程度以上のものを主な対象としています。

(2) 対象事業者

次のいずれかに該当するものであり、地方公共団体は対象外です。

民間企業

独立行政法人

民法第34条の規定により設立された法人(社団法人及び財団法人)

法律により直接設立された法人

その他環境大臣が適当と認める者

<補足注意事項>

対象装置の導入に対し、他の法令及び予算に基づく補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に基づく補助金等をいいます。補助金、交付金、その他相当の反対給付を受けないで行う給付金等があります。)の交付を受ける場合は、交付の対象となりませんので、御注意ください。

(3) 補助対象経費

ア 対象経費・交付額

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置(以下「自然冷媒冷凍装置」という。)の 導入を行うために必要な費用と、当該装置と同等の冷凍能力を有するフロン冷 媒冷凍装置(以下「比較対象フロン装置」という。)の導入を行うために必要 な費用との<u>差額の3分の1を補助</u>します。ただし、交付額は1事業所当たり、 2500万円を上限とする予定です。

ここで「必要な費用」とは、事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、 機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大 臣が承認した経費を含みます。

また、「必要な費用」としては、消費税の免税業者を除き、原則として消費 税等相当額(注)を除いて計算してください。

なお、自然冷媒冷凍装置の導入に伴い<u>撤去する既設の冷凍装置がある場合には、既設の冷凍装置の残存価額(法定耐用年数(13 年)経過後は取得価額の10%、経過以前は減価償却費を差し引いた額とする。)を上記の差額に加算することができます。</u>(この場合の留意事項として、後述の5.採択基準を参照してください。)

(注)正確には、仕入れに係る消費税等相当額ですが、冷凍装置の導入事業は、他社に発注 することが多い(自社で施工等を行う分はない)と考えられますので、そのような場合、 全額「仕入れに係る」に相当すると考えられます。

なお、仕入れに係る消費税等相当額は、消費税等の計算上、控除対象となりますが、課税業者が仕入れに当たって支払う消費税等の額を控除の対象とするため、その一部に補助金が入った場合、当該課税業者は消費税控除額における補助金対象額を国に返還していただく必要があります。したがって、はじめから消費税等相当額を除外して補助金額を計算すれば、返還も不要となります。

イ 補助金額の簡単な計算例

区分	自然冷媒冷凍装置	比較対象フロン装置	撤去既存設備	差額等
導入に必要な費用	2000万円	1600万円		400 万円
残存価額(加算は任意)			80 万円	80 万円
差額等合計			480 万円	
補助金額(差額等の 1/3 助成・上限額 2500 万円)			160 万円	

(説明)

- 1) = -
- 2) =
- 3) = +
- $4) = \times (1/3)$

(4) 補助金の交付等について

補助対象事業の完了後、実績報告書を提出していただきます。

報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付するべき補助 金額を確定させた後に補助金の支払いが行われることとなります。

補助対象事業は、平成17年度内に完了させることが原則です。

(5) 補助対象装置の考え方及び留意点について

省エネ型自然冷媒冷凍装置の導入パターンとしては、次のようないくつかの ケースが想定されますが、いずれも本事業の対象となります。

自然冷媒冷凍装置を新規に導入する場合(既存装置なし)

自然冷媒冷凍装置を新規に導入する場合(既存装置を撤去して入れ替え)

撤去する既存装置としては、フロン冷媒冷凍装置も、自然冷媒冷凍装置も対象になります。ただし、既存装置としてフロン冷媒冷凍装置を撤去する方が、フロン冷媒の漏洩による大きな温室効果を削減できるため、後述のCO2削減効果の計算上、削減量は大きくなります。

既存の冷凍装置の機能を残存させ、新規に自然冷媒冷凍装置を組み合わせることにより、一体としての冷凍装置とする場合。

この場合において、既存のフロン冷媒冷凍装置を残存させる方式も対象に含まれますが、後述のCO2削減効果の計算上、残存するフロン冷媒の漏洩のため、削減量は小さくなります。

(6) その他

以上(1)~(5)に掲げた要件等については、交付要綱及び実施要領によって詳細に定めることとしていますので、今後定める交付要綱及び実施要領を参照して下さい。

3.補助対象事業の選定について

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い17年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。

4.応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な<u>書類及び応募様式ファイルを保存したフロッピーディス</u>クを、郵送により、公募期間内に管轄する地方環境対策調査官事務所へ提出していただきます。書類及びフロッピーディスクは、封筒に入れ、宛名面に「省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業応募書類」と赤字で明記してください。

<u>応募書類の作成に当たっては、必ず、様式の電子ファイルをダウンロードして</u> 作成するようお願いします。

(2) 公募期間

平成17年2月25日(金)から平成17年4月20日(水)必着 なお、応募状況等に応じ、予算の配分が可能な場合には、追加公募を行います。 追加公募は、4月~6月、7月~9月、9月~12月といった形で順次行いたい と考えていますが、今回の公募期間では事業実施について検討段階という事業者 の方も、事業実施計画書((3)参照)の実施時期の欄に「事業実施を検討中」と記載して、その他の提出書類の記載事項を記載の上、応募することができます。

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

[1] 事業実施計画書【別添1】

(導入前後の比較図 及び CO2削減効果計算書を含みます。また、事業 所内における導入設備の計画配置図を添付してください。)

[2] 経費内訳【別添2】

(自然冷媒冷凍装置導入費用の見積書及び比較対照フロン装置導入費用の見積書を添付してください。また、撤去する既存装置の残存価額を加算する場合は、当該残存価額の証拠書類も添付してください。)

[1]及び[2]の書類を二部づつ提出していただくとともに、これを保存したフロッピーディスクを同封してください。

【別添1】省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業実施計画書 及び

【別添2】省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業に要する経費内訳 <u>Excel(.xls)形式</u>(別添1、別添2両方のシートを含んだファイルです。) <u>ただし、添付書類のうち次のものについては、書類(紙)のみの提出でも結</u> 構です。

- ・ 導入前後の比較図
- ・ 事業所内における導入設備の計画配置図
- 自然冷媒冷凍装置導入費用の見積書
- ・ 比較対照フロン装置導入費用の見積書
- ・ 既存装置を撤去する場合の残存価額の証拠書類(残存価額の加算を希望する場合。)

なお、内示後の正式申請の際には、次の書類も必要になりますので、適宜御 準備ください。

- ・定款又は寄付行為
- ・ 経理状況説明書(直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)

(4) 提出先

次表の区分により、管轄する地方環境対策調査官事務所へ応募書類を提出してください。

\ \(\cap \cap \cap \cap \cap \cap \cap \cap	
事務所名	所在地·連絡先
管轄区域	
北海道地区環境対策調査官事務所	• 札幌市中央区北1条西10丁目1番地
第三環境調査班	ユーネットビル 9F
北海道	● 地下鉄「西 11 丁目」駅から歩 8 分
	• TEL:011-223-0315 FAX:011-219-7072
東北地区環境対策調査官事務所	● 仙台市青葉区本町 3-2-23
第三環境調査班	仙台第 2 合同庁舎 6F
青森県·岩手県·宮城県·秋田県·山形県·福島	● 地下鉄「勾当台公園」駅から歩5分
県	• TEL:022-722-0027 FAX:022-724-4311
関東地区環境対策調査官事務所	● 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
第三環境調査班	明治安田生命さいたま新都心ビル 18 階
茨城県·栃木県·群馬県·埼玉県·千葉県·東京	• さいたま新都心駅から徒歩約1分
都·神奈川県·山梨県·長野県	● 北与野駅から徒歩約5分
	• TEL:048-600-0516 FAX:048-600-0517
北越地区環境対策調査官事務所	● 新潟市新光町 7 番地 2 新潟県商工会館 5F
第三環境調査班	● JR 新潟駅からバス 20 分、歩 5 分
新潟県·富山県·石川県	• TEL:025-288-0735 FAX:025-285-6930

中部地区環境対策調査官事務所	● 名古屋市中区丸の内 3-5-10
第三環境調査班	住友商事名古屋丸の内ビル 4F
福井県·岐阜県·静岡県·愛知県·三重県	● 地下鉄「市役所」駅から歩5分
	• TEL:052-955-2130 FAX:052-951-8889
近畿地区環境対策調査官事務所	• 大阪市中央区大手前 2-1-2
第三環境調査班事務所	国民会館・住友生命ビル 1F
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌	● 地下鉄「天満橋」駅から歩5分
山県	• TEL:06-4792-6530 FAX:06-4790-2800
中国地区環境対策調査官事務所	● 広島市中区八丁堀 16-11
第三環境調査班	日本生命広島第 2 ビル 2F
鳥取県·島根県·岡山県·広島県·山口県	● JR 広島駅からバス又は路面電車 10 分、歩 2
	分
	• TEL:082-511-0006 FAX:082-211-0455
四国地区環境対策調査官事務所	● 高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F
第三環境調査班	◆ JR 高松駅から歩 5 分
徳島県·香川県·愛媛県·高知県	• TEL:087-811-7240 FAX:087-822-6203
九州地区環境対策調査官事務所	● 福岡市博多区博多駅東 2-6-23
<u>第三環境調査班</u>	住友博多駅前第 2 ビル 7F
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎	JR 博多駅から歩8分
県·鹿児島県·沖縄県	• TEL:092-437-8851 FAX:092-481-6465

(5) 提出方法

原則として、郵送してください。受領した旨をFAXで連絡いたします。提出後、一週間程度しても受領確認のFAX連絡がない場合は、電話にてお問い合わせください。

(6) 要望書提出後のスケジュールについて 要望書提出後の概略スケジュールは以下の通りです。

公募締切り 4月20日(水)

採択案件の内示 (要望書提出者へ内示書の郵送により連絡します。) その後すみやかに

補助金交付申請書の提出 (内示を受けた者は、辞退する場合を除き、補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。)

補助金交付決定

補助対象事業の実施

5.採択基準について

「補助金交付要望額」(別添2で計算)を「合計削減量」(別添1の CO2 削減効果計算書で計算)で除した「トン当たり削減費用(補助金ベース)」を主要な指標として、このトン当たり削減費用の低いもの(費用対効果の高いもの)を優先しつつ、CO2 削減量(絶対量) 導入対象技術の新規性、普及効果、環境に対する取組等を総合的に勘案し採択することとします。

なお、2の(3)で述べたように、補助対象となる差額に、撤去する既存装置の残存価額を加算することができますが、この場合、費用対効果は、残存価額を加算しない場合に比べ幾分減少することに御留意ください。

ただし、法定耐用年数に達する前の既存装置を撤去する場合には、環境に対する熱心な取組として勘案されます。

. 共通的な留意事項等について

1.基本的な事項について

本補助金の交付については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところによることとします。

2.補助金の交付について

(1)交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付要綱を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、 当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2)交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を 行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、 準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

(3)事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります(ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談下さい。)。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点(原則)を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中(出納整理期を含む。)に対 価の支払い及び精算が行われること。

(4)その他

補助対象経費の詳細は別紙の内容を予定しています。また、上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

3.補助金の経理等について

(1)補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、 いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2)実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現 地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべ き補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額(製造原価)を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額(製造原価と販売費及び一般管理費の合計)を補助対象経費の実績額とします【参考資料参照】。

(3)補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(4)取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産(取得財産等)については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5)その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

1区分	2費 目	3 細 分	4 内 容	
丁声声	* 丁	/ 本拉丁声声、		
工事費	本工事費	(直接工事費)	てまたがエナスのに必要な状態の悪田で、男人を	
		材料費	工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入れ	
			に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合	
			計をいう。材料単価については補助事業者において 諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を	
			商種の物価版、他の類似公共事業の美績寺の単価を 参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正	
			参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して過止 な単価を決定して使用することとする。	
		 労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃	
		刀切貝 	金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実	
			遺等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案し	
			縜寺を参考とし、事業美施の時期、地域性を翻条し て決定する。	
) 直接経費	このペラッ。 工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用	
			料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出す)	
			る技術者等に要する費用)、水道光熱電力料(工事	
			を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用	
			│ │料)、機械器具損料(工事を施工するのに必要な機	
			械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)	
			で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。)を	
			いう。	
		, out = = = .		
		(間接工事費)		
		共通仮設費 	以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実	
			績等を参考に決定する。 (1) (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (6) (7)	
			(1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動 に要する費用	
			(2)準備、後片付け整地等に要する費用	
			(3)機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要	
			する費用	
			(4)技術管理に要する費用	
			(5)交通の管理、安全施設に要する費用	
		現場管理費	請負業者が工事を施工するために必要な現場経費	
			であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通	
			信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事	
			業の実績等を参考に決定する。	
		一般管理費	請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、	

			福利厚生費、事務用品費、通信 る費用をいい、類似の公共事業 定する。	
	付帯工事 費	土地造成費 搬入道路等工 事費 門、囲障等工事	施設整備の付帯工事に要するで、経費の算定方法は本工事態と。	
	機械器具費	費	補助事業又は工事の施工に 製作、運搬、据付等に要する結 法は本工事に準じて算出するる	経費で、経費の算定方
	調査費		工事を施工するために必要が び設計等に要する費用	な調査、測量、試験及
	初期調整費		施設及び機械器具類の円滑転、調整作業に必要な経費	骨な運転のための試運
事務費	事務費		事業施工のために直接必要があって、共済費、賃金、報償資務費、委託料、使用料、賃借料事務費は、工事費の金額に対に定められた率を乗じて得られたとする。	費、旅費、需用費、役 A及び備品費等をいう。 対し、次の表の区分毎
	묵	×	公 分	率
	1 5,00	1 5,000 万円以下の金額に対して 2 5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して		6 . 5 %
	2 5,00			5 . 5 %
	3 1億円を超える金額に対して			4 . 5 %

(参考資料)補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1.利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)~(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会 社、関連会社及び関係会社を用います。

(1)補助事業者自身

- (2)100%同一の資本に属するグループ企業
- (3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2.利益等排除の方法

(1)補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」

といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除(。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。